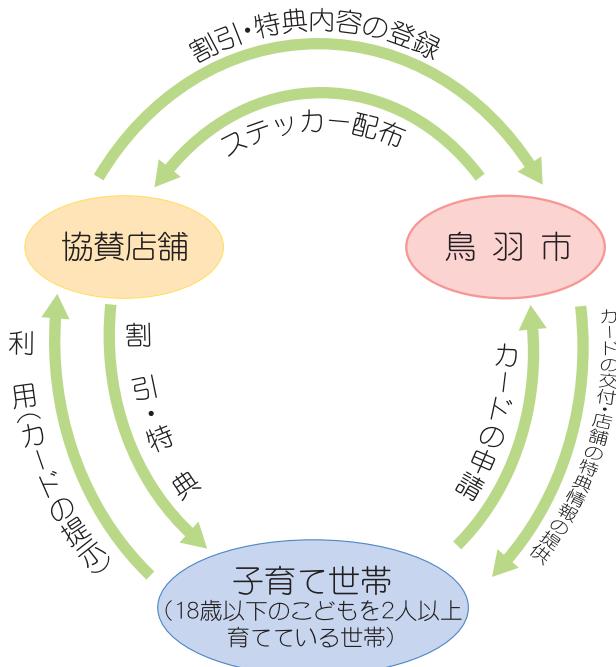


子育て世帯を応援する

とばっ子カードを

ご利用ください

とばっ子カード事業の仕組み



とばっ子カードとは？

市が発行する「とばっ子カード」を取得された子育て世帯のかたが、市内の協賛店舗を利用する際にカードを提示すると、商品の割引やプレゼントなどお店側が独自に設けたサービスを受けることが

できます。

申請により市指定のごみ袋の手数料の一部免除や、鳥羽中央公園水泳プール、市立図書館の利用についても特典があります。

「とばっ子カード」の協賛店舗（10月17日現在91店舗）は、次ページの一覧表のとおりで

申請方法は？

「とばっ子カード交付申請書」に必要事項を記入・押印の上、健康福祉課子育て支援室または各連絡窓口へ提出してください。申請書は、市ホームページ（アドレスは最終ページに掲載）からもダウンロードできます。

●交付対象

18歳以下のこどもが2人以上いる世帯

●カードの有効期限

カードの交付を受けた日から平成22年3月31日まで（平成22年4月1日以後も該当している世帯には、新しいカードが交付されます）

くわしくは、健康福祉課子育て支援室へ。

平成18年8月に「とばっ子カード事業」がスタートして3年が経過し、10月17日現在で753世帯にカードを交付しました。今回は、もっと多くのかたにカードを利用したいだくために、申請の方法や協賛店舗についてお知らせします。

健康福祉課子育て支援室 ■⑤1184



このステッカーが目印です

協賛店舗を募集しています

市では、とばっ子カード利用者に対し、割引やプレゼントなどのサービスを提供していた協賛していただける事業者の事業者を募集しています。協賛していただける事業者のかたには、「協賛店ステッカー」を店頭に掲示していました。また、協賛店舗にはご厚意で協力していただくため、店舗名やサービスの内容などについて、広報とばや市ホームページなどに掲載し、支援していくことをPRしていきます。

協賛申込方法 「協賛申込書」に必要事項を記入・押印の上、健康福祉課子育て支援室または各連絡窓口へ提出してください。申込書は、市ホームページ（アドレスは最終ページに掲載）からもダウンロードできます。

また、現在協賛していただいている事業者のかたでも、店舗などの情報内容に変更がある場合は「協賛申込書」に変更後の事項を記入の上、提出してください。